

土壌汚染状況調査

Q12

工場敷地内で合計 3,000 m²以上の建て替えを行います。工場敷地の外に土壌の搬出は行わないのですが、この場合も届出は必要ですか？

通常の農作業とみなされる行為、林業用の作業路網の整備及び鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更以外の行為については「土地の形質を変更する範囲外への土壌の搬出や飛散、流出を伴わない深さ 50cm 未満の土地の形質の変更」に該当する場合に届出は不要となります。ここでいう「土地の形質を変更しようとする範囲」とは実際に掘削しようとする範囲又は盛土しようとする範囲のことであり、敷地範囲ではありません。この点については工場敷地全体、少なくとも土壌が掘削される範囲、掘削した土壌を仮置きする場所、運搬する経路及び掘削した土壌を最終的に埋立て又は盛土する範囲を一続きで土地の形質の変更を行う範囲とするという考え方もあります。ただし、工場建物を建て替える場合、土壌を掘削する最大の深さを 50cm 未満とすることは現実的に考えて非常に困難であると思います。よって、御質問のケースでは届出については必要になるものと考えておくのが良いものと考えます。